

平成 31 年度（2019 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

次の【事実】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事実】

甲町は、平成 22 年 7 月 29 日、乙に対し、町有地 α 地につき用途制限を課し、それに違背した場合には甲町が α 地を買い戻すことを条件（買戻代金 6 億円、買戻期間 5 年間）に、乙に α 地を売却し、翌日、その旨の所有権移転登記及び買戻特約が登記された。

他方、Y は、乙に対して 8 億円の融資を行い、平成 24 年 6 月 30 日、 α 地に Y のために抵当権を設定し、その旨の登記も完了した。

その後、乙が用途制限に違反したので、甲町は、平成 27 年 3 月 2 日、乙に対し α 地の買戻権を行使した。

X は、平成 28 年 3 月 8 日、乙に対する貸金債権 5 億円を有する一般債権者として、乙の甲に対する本件の買戻代金債権を差押え、同月 20 日、同差押命令は甲に送達された。

また、Y は、乙に対して 8 億円の貸金債権を有していたので、同年 3 月 20 日、抵当権に基づく物上代位権を行使することとし、本件買戻代金債権を差押え、同月 31 日、同差押命令が、甲に送達された。

そのため、甲は同年 4 月 24 日、買戻代金 6 億円を供託した。

【設問 1】

本件の買戻代金債権に対して、Y は物上代位権を行使することができるか。

【設問 2】

本件の買戻代金 6 億円につき優先的に弁済を得ることができるのは、X と Y のいずれか。